

<取組分野3：財政改革>

本県財政は、今後、急速な高齢化などに伴い介護・医療・児童関係費が増加するとともに、老朽化した公共施設の維持修繕コストにも多額の費用が見込まれることから、厳しい状況が続くと想定されます。

こうした中、政策課題に着実に対応していくため、中長期的な視点から、持続可能な財政基盤の確立を図ります。

◇ 中長期的な視点を持った財政運営

本県財政の課題を整理し、中長期的な展望のもとに財政運営に取り組みます。

(取組方策)

- ・ 新たな中期財政見通しの作成・公表
中長期的な展望のもとに財政運営に取り組んでいくため、新たな中期財政見通しを作成・公表します。
- ・ 地方税財政制度の抜本的改革に向けた国への働き掛け
地方の自主財源である税源の充実や、地方交付税総額の確保・臨時財政対策債^{*10}の廃止など、地方税財政制度の抜本的改革を国に働きかけます。
- ・ 県債管理目標の達成に向けた県債の発行抑制
令和5年度までに県債全体の残高を2兆円台に減少させる「県債管理目標」の達成に向けて、臨時財政対策債の廃止や縮減を国に強く働き掛けていくとともに、施策・事業の見直しや事業の優先順位の見極めなどにより、県債の発行抑制に努めます。

◇ 施策・事業の見直しの徹底

これまで以上にスクラップ・アンド・ビルドを推進し、施策・事業の見直しを徹底することで、より効果的な事業に資源（予算・人・時間）を重点的に配分します。

(取組方策)

- ・ 成果重視の予算編成の推進
EBPM^{*11}の考え方などを取り入れ、検証可能な成果目標（アウトカム）を設定するとともに、事業との因果関係を明確にすることにより、これまで以上に成果を重視した予算編成を推進します。

*10 臨時財政対策債

平成13年度の地方財政対策において、国が交付税特別会計での借入れにより地方交付税総額を増加させて地方財源の不足に対処してきた従来の方式に代わり、地方公共団体が地方交付税の不足分の代わりに発行することとされた赤字特例債のこと。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、後年度の地方交付税で措置されることが地方財政法で定められている。

*11 EBPM(Evidence-based Policy Making)

証拠に基づく政策立案。国でも進められている、統計などのデータを分析し、どのような政策が有効であるか、政策と成果の因果関係をより明確にする手法